

ID: 184

担当部署: 産業観光課

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	八頭町フルーツの里食文化伝承館条例 第11条ただし書		
例規番号	平成17年条例第139号		
<p>【根拠条文】 (使用料の不還付) 第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 施設の管理上特に必要があるため、町長が利用の許可を取り消したとき。 (2) 利用者の責めに帰することができない理由により、施設等を利用することができないとき。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成26年7月1日	最終変更年月日	年 月 日